

市民相談(3月分)

祝日、休日の受付・相談はありません。
 秘密厳守・無料
同一内容の相談は原則1回
場市役所1階市民相談室101・102
問広報広聴課
TEL06-6992-1353、1356

法律相談・・・相続・離婚・金銭や土地建物の賃借問題など

▼弁護士※予
 (1人30分・先着14人)
 毎週木曜日13:00~16:30

▼司法書士※予
 (1人30分・先着8人)
 第2・3・4火曜日13:00~15:00

登記相談・・・相続・売買・贈与などの登記、供託・測量・境界・分筆など

▼司法書士・土地家屋調査士※予
 (1人30分・先着各4人)
 第2水曜日13:00~15:00

税務相談・・・相続税・所得税・贈与税など

▼税理士※予
 (1人30分・先着6人)
 第2金曜日13:00~16:00

行政書士相談・・・成年後見・各種契約書の作成など

▼行政書士※予
 (1人30分・先着6人)
 第1火曜日13:00~16:00

不動産一般相談・・・賃貸借契約・不動産の活用など

▼宅地建物取引士※予
 (1人30分・先着6人)
 第1火曜日13:00~16:00

※予上記いずれも相談日の1週間前(休日の時は翌開庁日)13:00から電話受付

行政相談・・・国などの行政に対する要望や苦情など

▼行政相談委員予前日までに
 第4火曜日10:00~12:00

問 大阪土地家屋調査士会
TEL 06・6942・3330

注 1人30分・先着順4人(予約不可)

場 大阪法務局(大阪府中央区谷町2-1-17)2階

時 毎週水曜日午後1時~3時

場 大阪法務局(大阪府中央区谷町2-1-17)2階

問 広報広聴課
TEL 06・6992・1353

以降の測量・境界・表示登記などに関する相談は、大阪土地家屋調査士会が行っている無料相談会を利用してください。

予 3月4日(水)午後1時から電話で

土地家屋調査士による登記相談
 これまで毎月第2水曜日に実施していた土地家屋調査士による登記相談は、3月11日(水)の開催をもって終了となります。司法書士による登記相談は従来通り行います。

問 守口市門真市消防組合消防本部特別救助隊
TEL 06・6906・1306

注 消防本部では応急手当を学ぶための救命講習を定期的に実施しています。あなたの勇気ある一歩で、救える命があります。

応急手当
 突然、目の前で怪我をした人、あるいは、病気で倒れた人を助ける手当を応急手当といい、心肺蘇生法や止血、異物の除去などがあります。

救急車が現場に到着するまでに、全国平均約8・6分間かかります。救急車が到着するまでの間、何もせずただ助けを待つだけでなく、そばに居合わせた人が応急手当をすることは、その後の生存率や社会復帰率の向上に大きく影響します。

令和元年消防概況について

問 守口市門真市消防組合消防本部総務課総務係 **TEL** 06-6906-1123

火災概況(守口署管内)				救急概況(守口署管内)				
区分	令和元年	平成30年	増・減(△は減)	種別	出場件数		搬送人員	
					令和元年	平成30年	令和元年	平成30年
火災件数	建物火災	25	23	2	23	25	6	10
	車両火災	3	3	0	1	19	1	16
	その他火災	2	5	△3	3	8	-	2
	合計	30	31	△1	681	698	616	627
	焼損床面積(m ²)	2,556	704	1,852	労働災害	82	73	81
焼損表面積(m ²)	188	107	81	運動競技	49	60	49	58
焼損棟数(棟)	58	42	16	一般負傷	1,420	1,376	1,266	1,236
損害額(千円)	214,598	126,717	87,881	加害	45	57	34	43
り災世帯	69	40	29	自損行為	65	75	46	57
り災人員	150	82	68	急病	6,500	6,202	5,885	5,657
死者数	6	3	3	転院搬送	462	402	462	399
負傷者数	8	10	△2	医師搬送	-	-	-	-
火災原因	1 こんろ、放火(疑い含む)・・・5			資機材搬送	-	-	-	-
ワースト3	2 たばこ、配線器具……………4			その他	146	144	12	18
	3 電気装置……………2			合計	9,477	9,139	8,458	8,195

※令和元年については、調査中の項目があります。

国民健康保険の加入・脱退の届出は14日以内

次のいずれかに該当する場合は、国民健康保険への加入または脱退の届出を行わなければなりません。届出は、該当した日から14日以内に行う必要があります。

加入の届出が必要な場合
 △退職などで会社の健康保険を脱退した場合(脱退により、被扶養者であった人が被扶養者から外れる場合も届出が必要)

△生活保護が廃止された場合
注 △14日以内に届出を行わなかった場合は、加入の届出が必要な場合に該当した日から届出を行った日の前日までにかかった医療費が全額自己負担(10割負担)となります(やむを得ない理由がある場合を除く)。

△国民健康保険の資格は、届出が遅れた場合であっても、加入の届出が必要な場合に該当した日までさかのぼって発生します。このため、保険料も、加入の届出が必要な場合に該当した月の分から納付していただくこととなります。

脱退の届出が必要な場合
 △就職などで会社の健康保険に加入した場合(加入により、新たに被扶養者として認定される場合も届出が必要)

△生活保護が開始された場合

注 △脱退の届出が必要な場合に該当しているにも関わらず、届出を行わずに、引き続き国民健康保険の被保険者証を使用した場合は、市が負担した保険給付費を、市に対して返還していただくこととなります。

△脱退の届出を行うまでは、保険料を納付していただく必要があり、届出後の精算により、納付額が超過する場合は還付の手続き、不足する場合は不足分の納付を行っていただくこととなります。

問 保険課
TEL 06・6992・1545

還付金詐欺に注意

保険課職員を名乗る者から「還付金が発生している」と電話があり、コンビニなどのATMに誘導し、預金を引き出そうとする詐欺に注意してください。

市では、還付金などの手続きで市民の皆さんに直接電話をかけたたり、ATMの操作をお願いすることは絶対ありません。

こういった不審な電話があった場合は、絶対に手続きに応じないようお願いいたします。

問 保険課
TEL 06・6992・1545

例月出納検査の結果

12月分例月出納検査は、1月22日に、高瀬久美子、久保篤彦の各監査委員によって行われ、正確であることが認められました。

問 監査委員事務局
TEL 06・6992・1795

春季火災予防運動 3月1日~7日

ひとつずつ いいね!で確認 火の用心
 春季火災予防運動に伴い、消防署では次の事業を行います。

△消防職員による各家庭への住宅防火診断
 △不特定多数の人が出入りする場所の立入検査
 △消防車による巡回広報
 また、この運動を機会に、火災予防に努めましょう。

△寝たばこやたばこの投げ捨てをしていないか。
 △コンロから離れる時は、火を消しているか。
 △電気器具は正しく使い、たこ足配線はしていないか。
 △住宅用火災警報器を設置しているか。また、作動点検を行っているか。

問 守口消防署
TEL 06・6993・0119

国民健康保険・後期高齢者医療制度 平日夜間・休日窓口開庁のお知らせ

保険課、保険収納課は、次の日程で平日夜間と休日に窓口を開庁します。国民健康保険の加入・脱退の届出や国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付相談などで、平日の日中に来庁が難しい人は利用してください。

なお、納付相談は電話での対応も可能です。

平日夜間 3月23日(月)・24日(火)・26日(木)・27日(金)いずれも17:30~20:00
休日 3月29日(日)9:00~13:00

注 平日夜間・休日窓口開庁の時間帯は、後期高齢者医療被保険者証の即日再交付など、一部対応できない業務があります。

場 問 保険課 **TEL** 06-6992-1545 **場** 問 保険収納課 **TEL** 06-6992-1537